

平成27年度 子ども・子育て支援新制度 利用料（保育料）仮設定（案）（月額）

参考

この利用料は現時点での案です。正式には平成27年度利用料は27年3月下旬に市会の議決を経て決定する予定です。

階層区分		1号		横浜市私立幼稚園 預かり保育事業利用料		
		第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B1	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	0	0	
B2	市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	2,100	700	0	0	
C	市民税均等割のみ	4,900	1,700	0	0	
市民税課税世帯	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	6,300	2,200	100	0
	D2	10,001円以上～48,600円以下	7,500	2,700	100	0
	D3	48,601円以上～50,400円以下	9,400	3,300	100	0
	D4	50,401円以上～57,600円以下	10,900	3,900	100	0
	D5	57,601円以上～77,100円以下	12,600	4,500	200	0
	D6	77,101円以上～97,000円以下	15,000	5,500	600	0
	D7	97,001円以上～102,600円以下	17,000	6,700	2,500	100
	D8	102,601円以上～120,600円以下				
	D9	120,601円以上～138,600円以下	18,800	8,100	4,700	100
	D10	138,601円以上～169,000円以下				
	D11	169,001円以上～174,900円以下				
	D12	174,901円以上～192,900円以下	20,300	9,300	6,500	100
	D13	192,901円以上～211,200円以下				
	D14	211,201円以上～228,900円以下	21,800	10,900	6,500	1,800
	D15	228,901円以上～246,700円以下				
	D16	246,701円以上～255,700円以下				
	D17	255,701円以上～264,700円以下				
	D18	264,701円以上～273,700円以下				
	D19	273,701円以上～282,700円以下				
	D20	282,701円以上～291,700円以下				
	D21	291,701円以上～301,000円以下	24,000	12,000	9,000	7,800
	D22	301,001円以上～309,700円以下				
	D23	309,701円以上～335,800円以下				
	D24	335,801円以上～361,300円以下				
	D25	361,301円以上～387,700円以下				
	D26	387,701円以上～397,000円以下				
	D27	397,001円以上				

- (注1) 利用料は税額控除前所得割額（調整控除を除く）を基に算定します。市民税が未申告の方は、D-27階層になることがあります。収入がない方であっても、原則、市民税の申告は必要です。
- (注2) 月の途中に幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を入園又は退園された方は、在籍日数に応じた利用料になります。
その月の利用料＝利用料（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く・20日を超える場合は20日）÷20日
- (注3) この表の「第1子」・「第2子」については、幼稚園等の多子軽減の対象となる施設・事業に在籍しているお子さんから小学校3年生までの範囲において、年齢の高い順に1人目・2人目となります。3人目以降のお子さんの利用料は無料となります。
- (注4) 利用料とは別に、通園バス代、制服代、施設整備費等、各施設が設定する費用があります。
- (注5) 横浜市私立幼稚園預かり保育事業利用料は、仮設定（案）を上限に施設が設定します。利用にあたっては、保護者の就労等の利用要件があります。
- (注6) 非課税世帯の中で、身体障害者手帳の交付を受けたものを有する世帯、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、児童扶養手当の支給対象児や障害基礎年金等の受給者を有する世帯については、利用料階層区分が変更となる可能性があります。別途区役所へ届け出てください。